

# 資 料 編

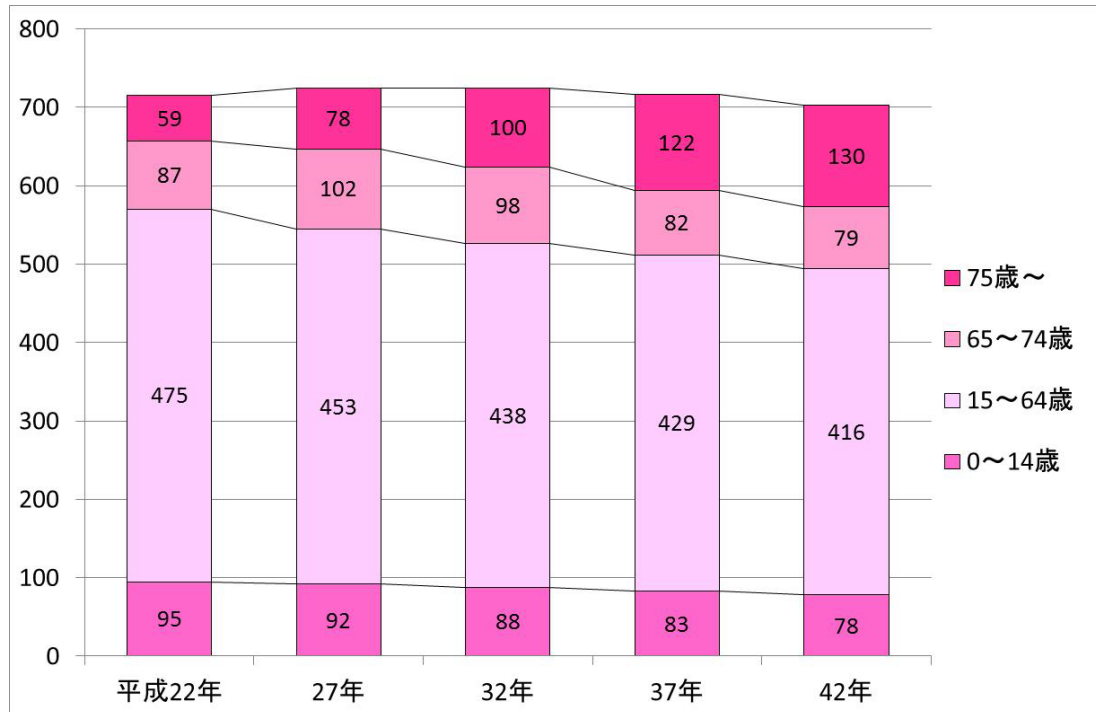
## 資料一覧

資料No.	資料名	本文掲載頁
資料 1	埼玉県地域保健医療計画（平成25年3月）	1
資料 2	埼玉県立大学の健康科学の概念図	9
資料 3	埼玉県立大学の学部および大学院構成	10・46
資料 4	埼玉県立大学の学部と大学院教育の関係図	12
資料 5	博士論文特別研究の指導法	12
資料 6	埼玉県立大学が担う健康科学の概念図（授業科目との関係）	15
資料 7	埼玉県立大学の人材育成：入学希望者と修了者就職先の想定	20
資料 8	履修例1 高度な看護学領域での専門職を有する教育者を目指す場合	22・32
資料 9	履修例2 リハビリテーション学領域で高等教育機関の教員を目指す場合	23・32
資料10	履修例3 健康福祉科学領域で企業の研究者を目指す場合	23・32
資料11	埼玉県立大学大学院科目履修概念図	25
資料12	博士論文特別研究の特徴	32
資料13	博士論文特別研究の研究課題と指導教員と副指導教員（例）	32
資料14	埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科博士後期課程科目配置図	33
資料15	埼玉県立大学大学院 博士後期課程 時間割（案）	34・51
資料16	公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（抜粋）	37
資料17	完成年度末の教員年齢構成	37
資料18	博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール	38
資料19	大学院博士後期課程 副指導教員選出手続き方法	40

資料2 0	履修モデル一覧	4 1
資料2 1	埼玉県立大学学位規程（改正案）	4 3
資料2 2	博士論文審査実施要項（案）	4 3
資料2 3	博士論文審査申請から学位授与までの手順	4 4
資料2 4	埼玉県立大学研究倫理審査要綱	4 4
資料2 5	研究室等の配置図	4 5・5 1
資料2 6	履修モデルー通常3年間と延長5年間の例	5 1

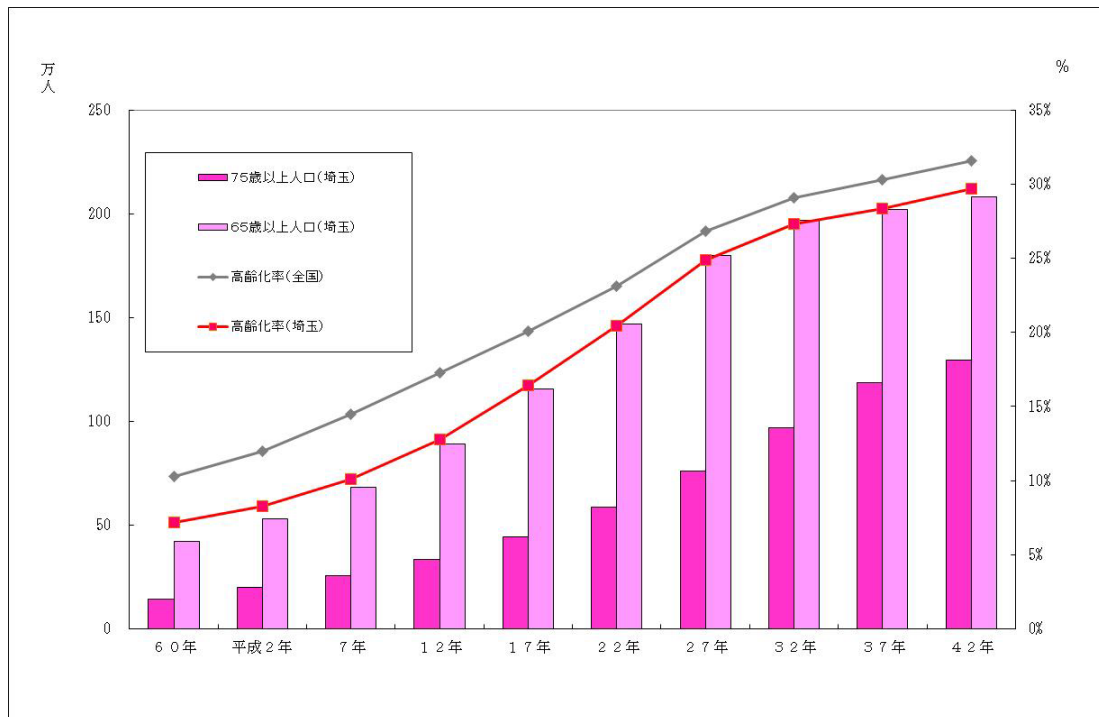
「埼玉県地域保健医療計画」（平成 25 年度～29 年度）抜粋

■人口構成の見通し（埼玉県）



資料：平成 22 年までは国勢調査（総務省）、平成 27 年度以降は埼玉県推計

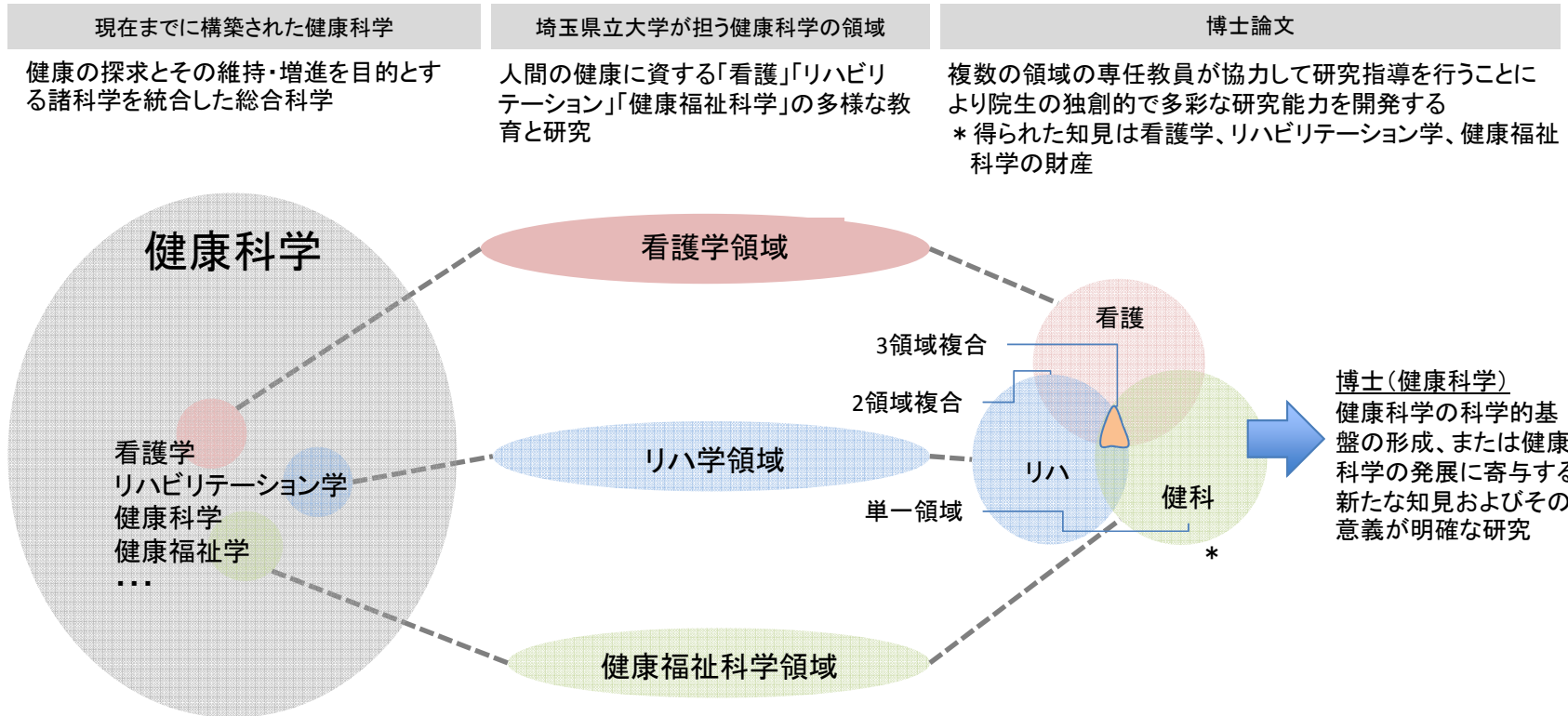
■高齢化率の見通し（埼玉県・全国）



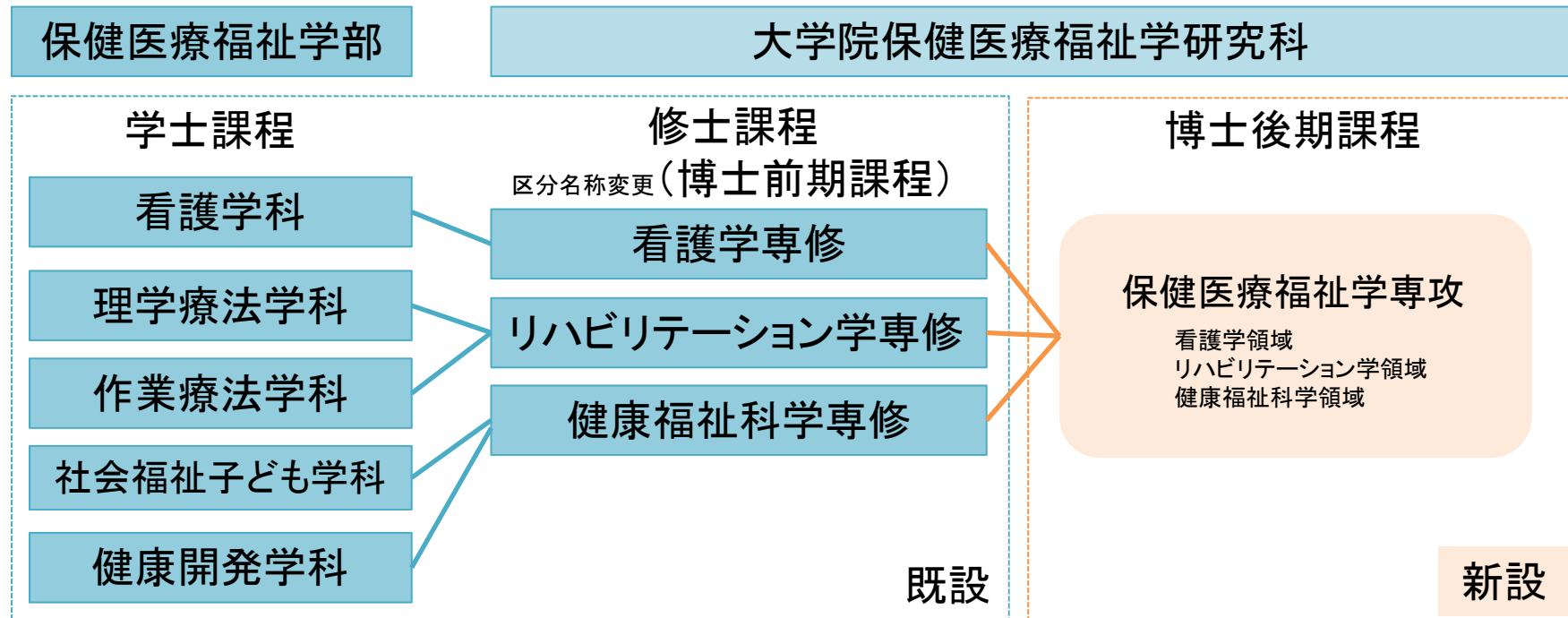
資料：平成 22 年までは国勢調査（総務省）

平成 27 年度以降は埼玉県推計、日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月 国立社会保障・人口問題研究所）

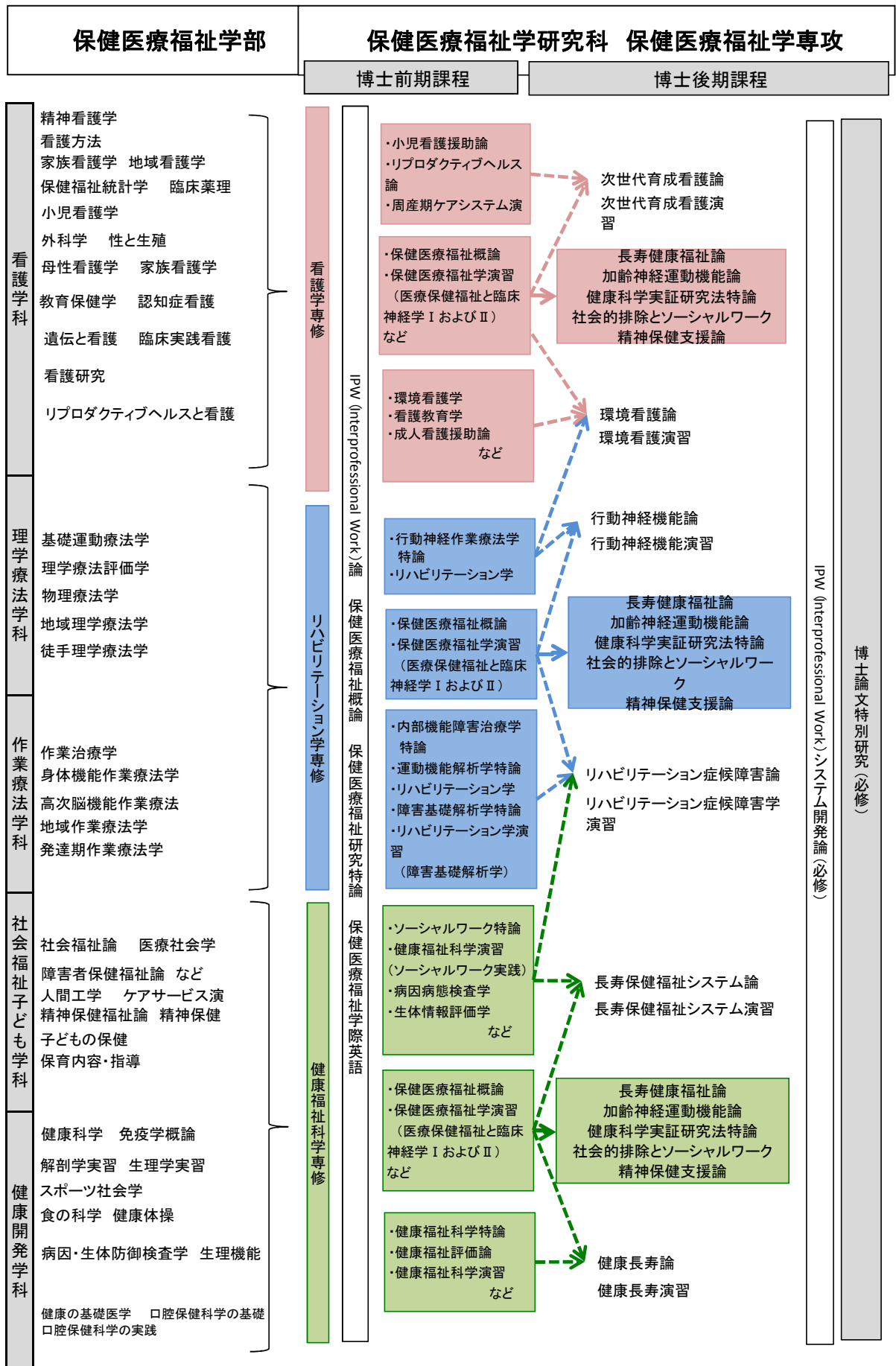
# 埼玉県立大学の健康科学の概念図



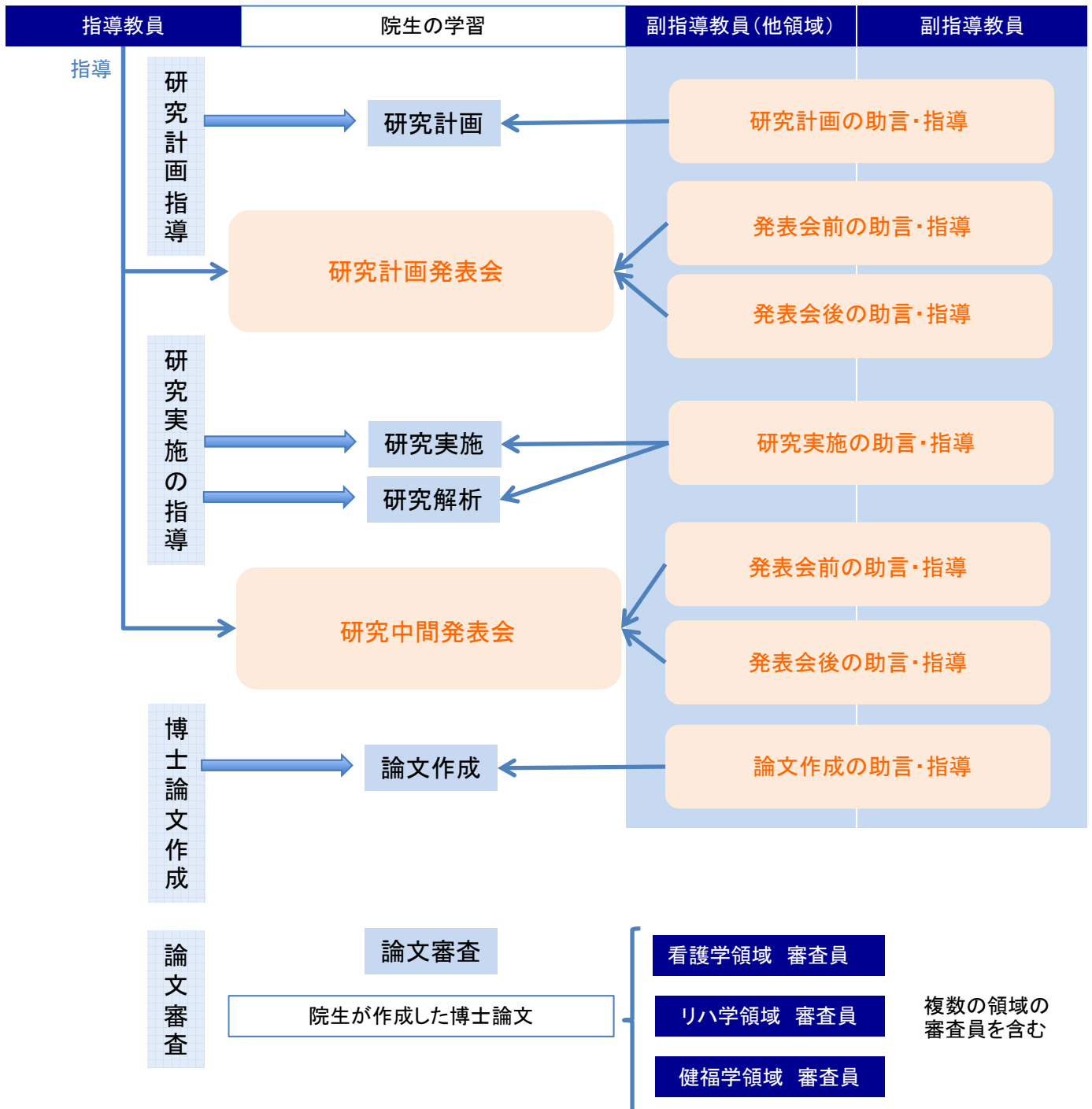
## 埼玉県立大学の学部および大学院構成



### 埼玉県立大学の学部と大学院教育の関係図

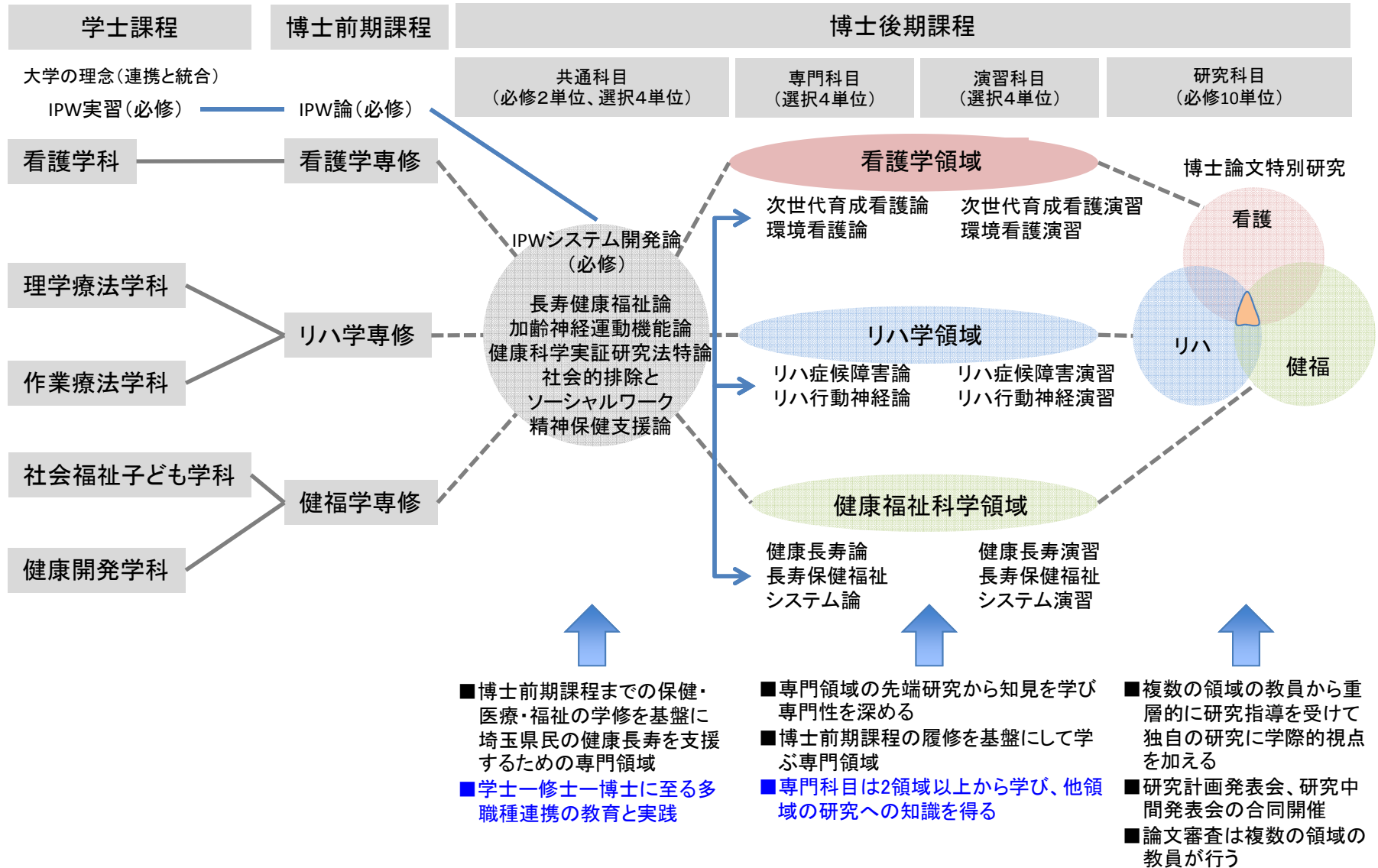


## 博士論文特別研究指導の方法

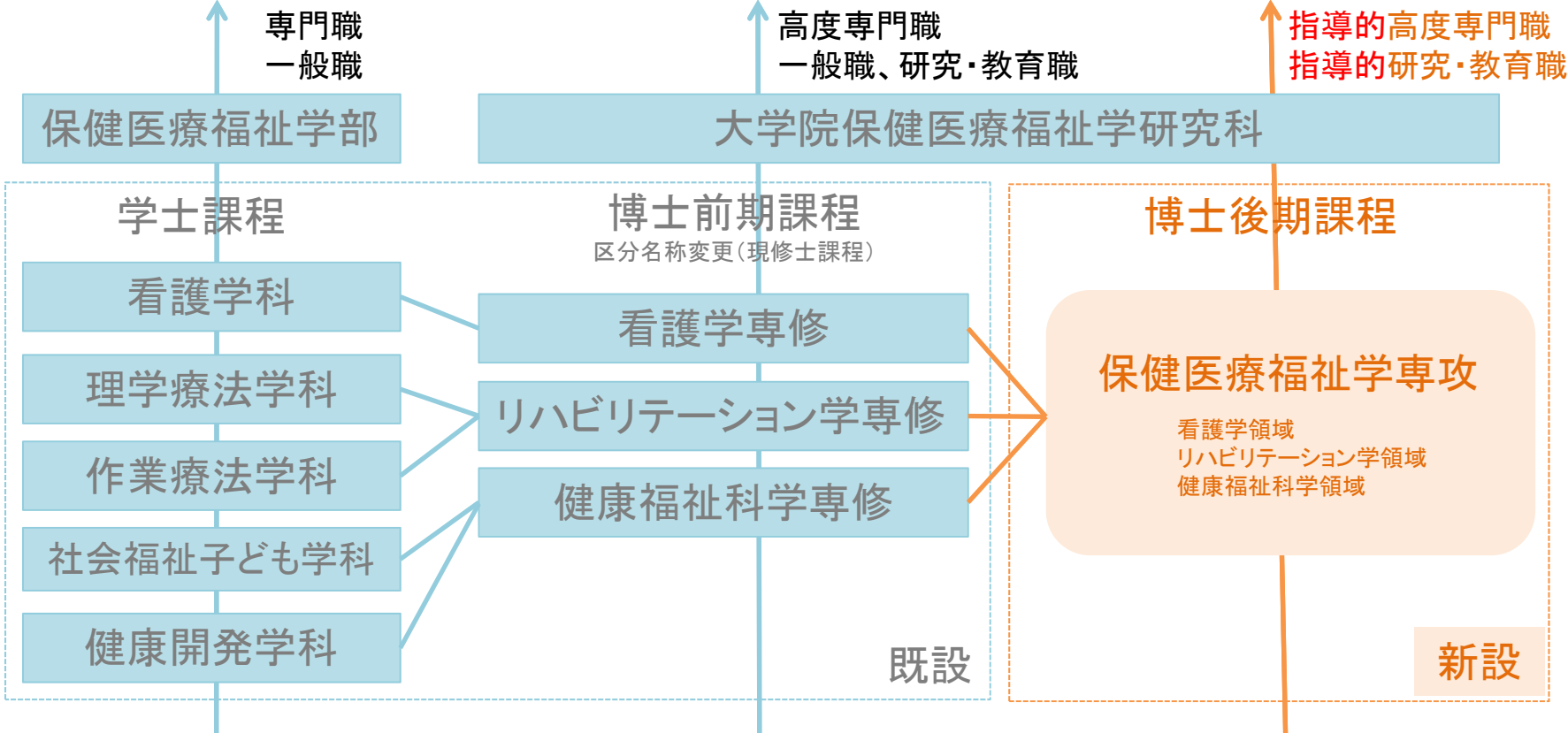




# 埼玉県立大学が担う健康科学の概念図(授業科目との関係)



就職先：医療機関、保健機関、福祉機関、行政機関、教育機関、国際機関等



看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得と学士号取得を目指す者

保健医療福祉学の看護学専修、リハビリテーション学専修、健康福祉科学専修の専門職領域において修士号取得を目指す者

健康科学の専門職領域において博士号取得を目指す者

入学希望者

## 履修例 1

高度な看護学領域の専門知識を有する教育者をを目指す場合

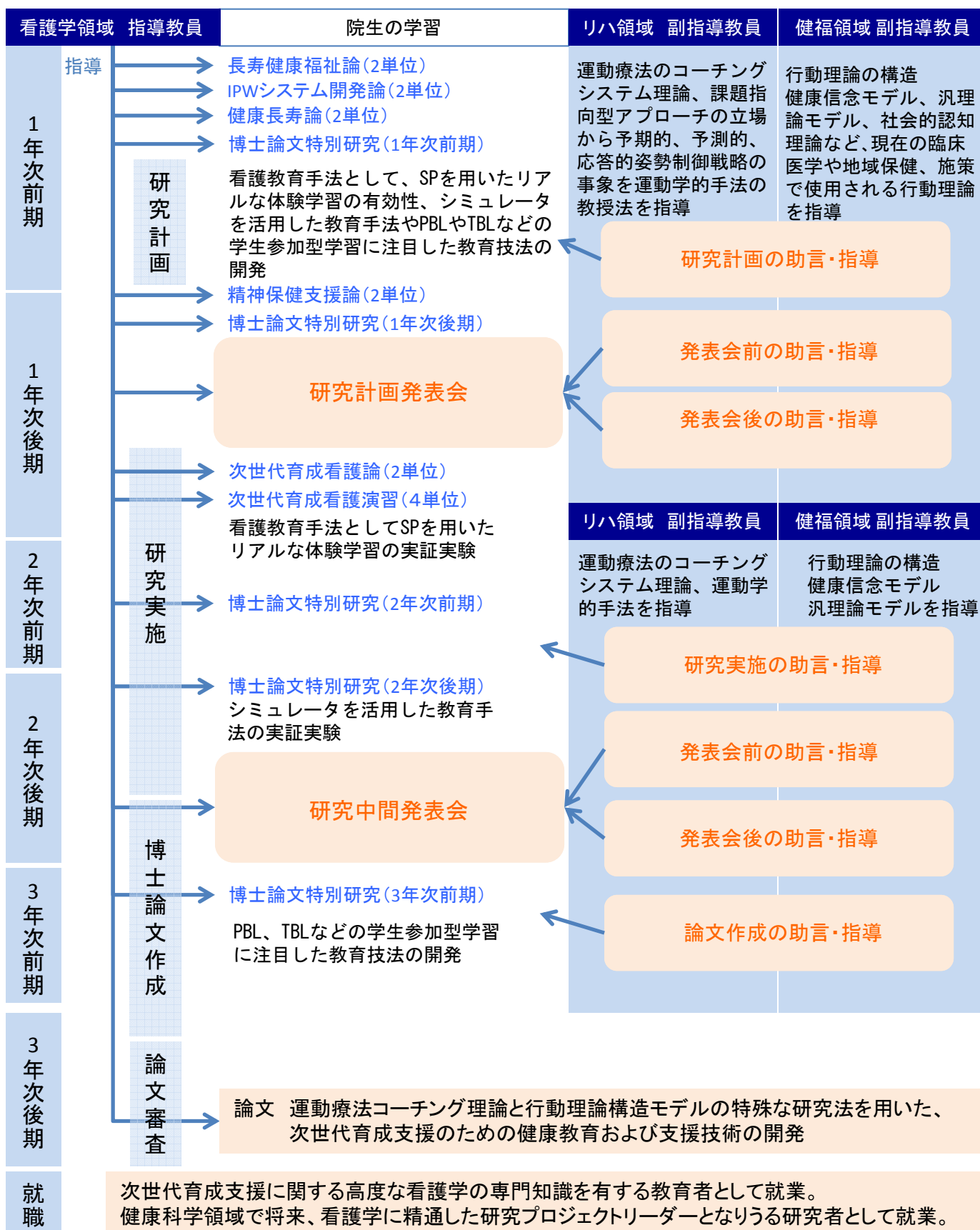
資料8

本文23ページ

研究課題「女性と家族を主体とした健康教育及び支援技術の開発研究」

本文32ページ

(共通科目6単位、専門科目4単位、演習科目4単位、研究科目10単位、計24単位)



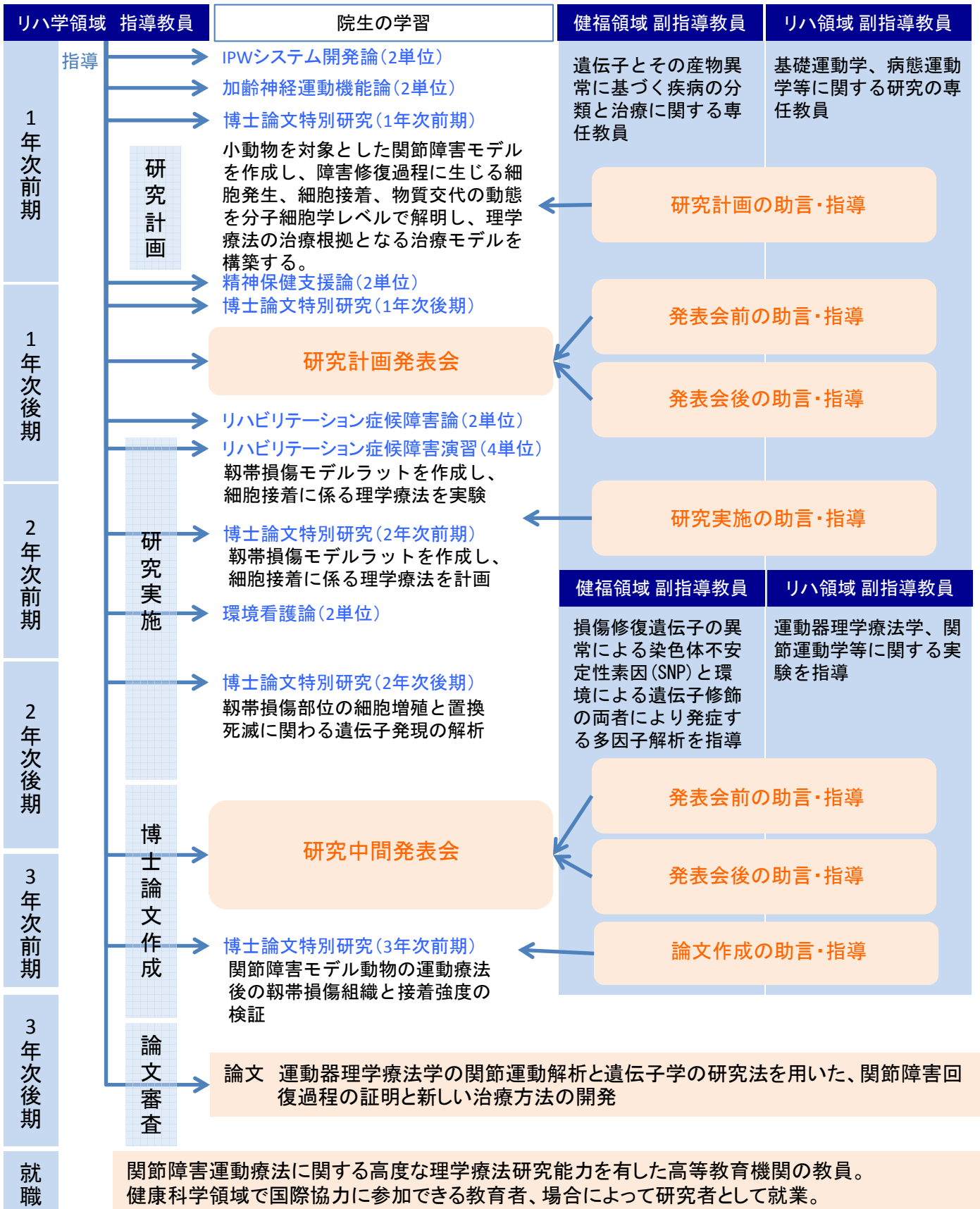
## 履修例 2

リハビリテーション学領域で高等教育機関の教員を目指す場合

資料9  
本文23ページ  
本文32ページ

研究課題「関節障害運動療法の治療メカニズムの証明」

(共通科目6単位、専門科目4単位、演習科目4単位、研究科目10単位、計24単位)

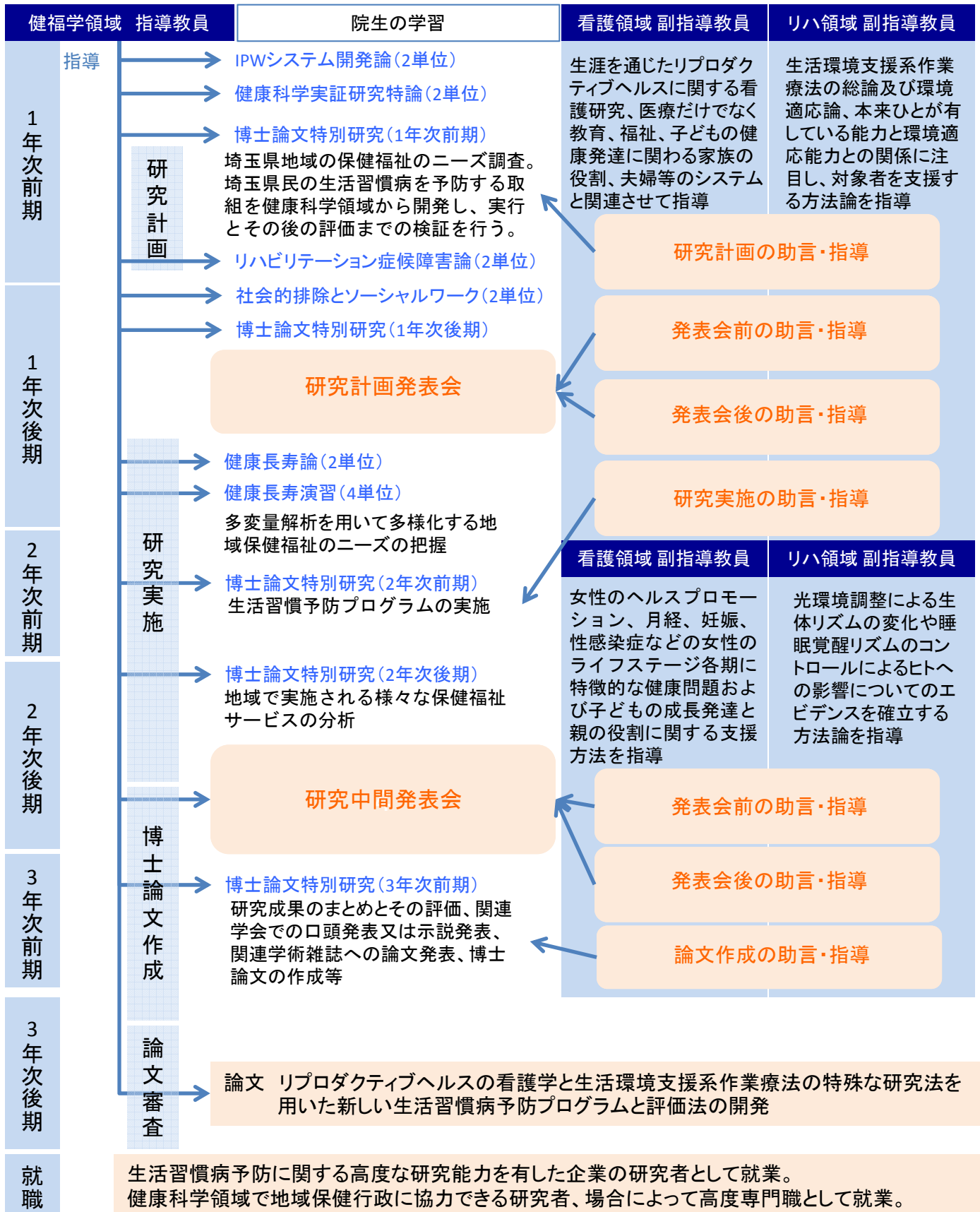


### 履修例 3

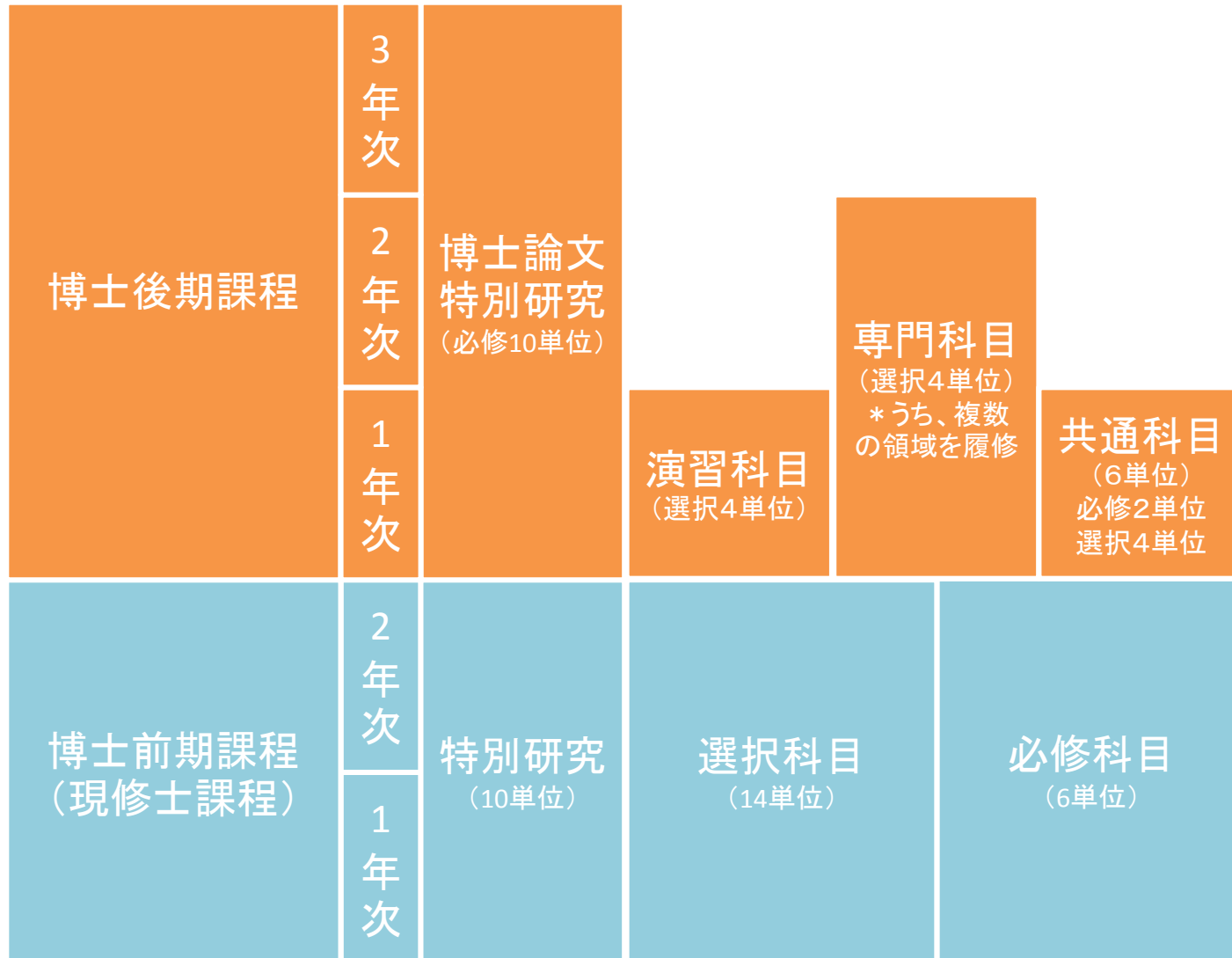
#### 健康福祉科学領域で企業の研究者を目指す場合 研究課題「埼玉県民生活習慣病予防プログラムの開発」

資料10  
本文24ページ  
本文32ページ

(共通科目6単位、専門科目4単位、演習科目4単位、研究科目10単位、計24単位)



# 埼玉県立大学大学院科目履修概念図





## 1 教育内容

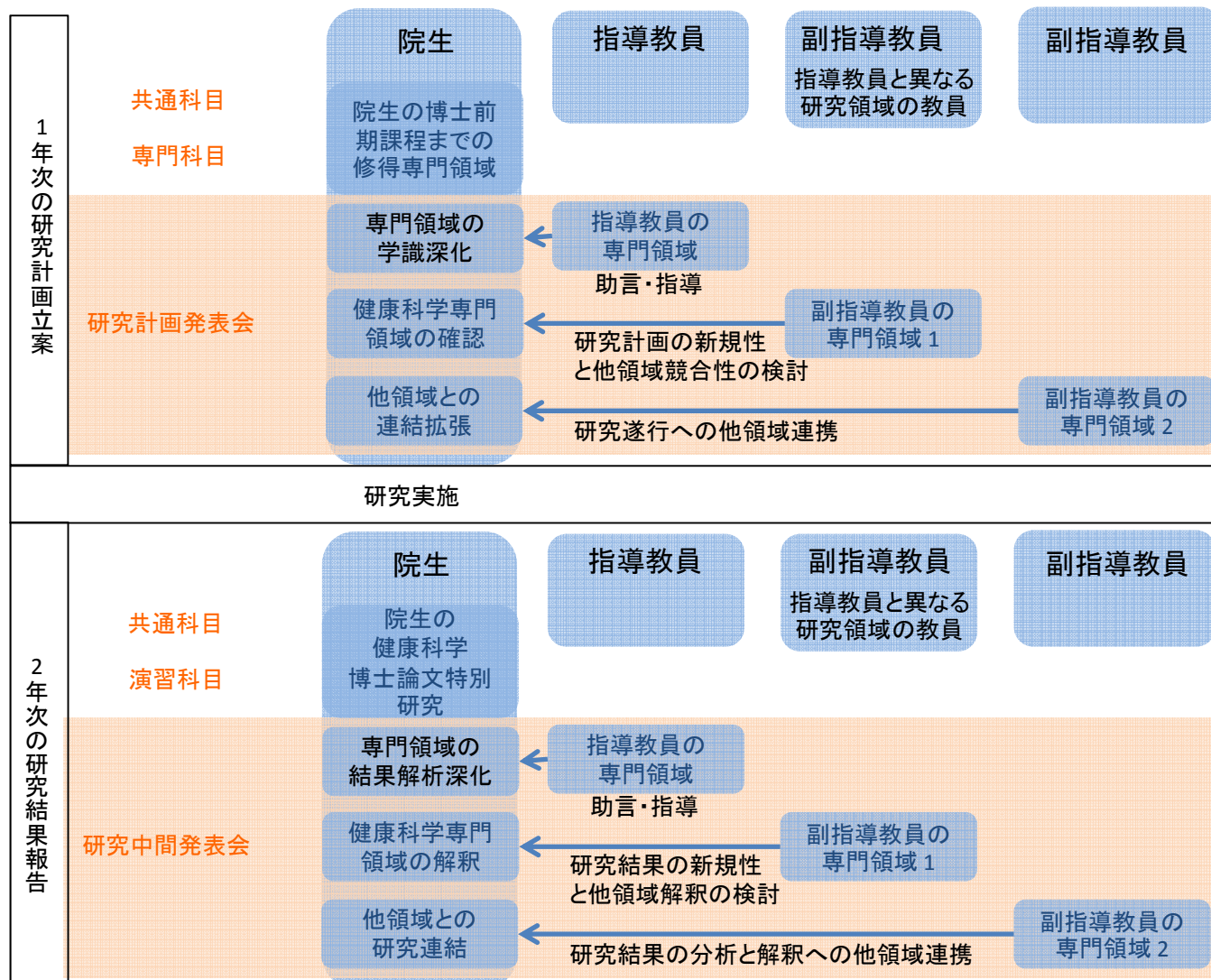
博士論文特別研究では大学院生が博士前期課程までに院生が学んだ看護学、リハビリテーション学、健康福祉科学の専門領域に立脚しながら指導教員に指導を受ける。また、本学の特徴として、近接した専門領域を専攻する教員から指導を受け、独自の専門領域を深め、健康科学の理論やシステムを発案し、これにより博士論文の完成を目指す。

博士論文特別研究は大学院生が博士前期課程までに修得した専門学域に、①共通科目により、埼玉県民の健康長寿に資する保健・医療・福祉の方略等を修得させた上で、②院生の専門と同一の専門教員から専門学域を深める指導を受け、③指導教員の専門と異なる領域の副指導教員を含む複数の副指導教員から研究指導を受けて、住民の健康に資する知見、理論、支援技術、システムを考案し、学位論文を作成する。

## 2 担当教員

看護学、リハ学、健福学の学識経験をもつ指導教員と副指導教員2名が研究指導を担当する。副指導教員のうち1名以上は指導教員と異なる専門領域の教員が担当する。

## 3 履修概念図



博士論文審査

看護学・リハ学・健福学の専門領域に立脚した住民の健康を保ち高めるための理論、支援技術、システムの開発

博士論文特別研究の研究課題と指導教員、副指導教員（例）

研究課題 1	女性と家族を主体とした健康教育及び支援技術の開発研究	
指導教員	鈴木 幸子	看護学領域
副指導教員 1	原 元彦	健康福祉科学領域
副指導教員 2	中村 裕美	リハビリテーション学領域
概要	<p>女性のヘルスプロモーション、月経、妊娠、性感染症などの女性のライフステージ各期に特徴的な健康問題および子どもの成長発達と親の役割に関する支援方法を開発するため、女性特有の健康問題とその看護実践の評価、開発へ向けた研究指導を行う。</p> <p>副指導教員 1 は保健医療福祉分野、特にリハビリテーション医学で用いられる、臨床神経生理学の知識と手技を基盤として、臨床神経生理学、電気診断学的手法を用いた研究計画への助言・指導を行い、研究課題に沿った適切な手法と分析、検証において助言・指導する。</p> <p>副指導教員 2 は地域高齢者ならびに障害者の生活スタイルと生活満足度を解明するための研究手法を助言・指導する。生活行動の改善策を、地域在住者を支援する地域サービスの視点について助言・指導する。</p>	

研究課題 2	関節障害運動療法の治療メカニズムの証明	
指導教員	高柳 清美	リハビリテーション学領域
副指導教員 1	佐藤 政枝	看護学領域
副指導教員 2	田中 健一	健康福祉科学領域
概要	<p>関節障害は、関節周囲筋群、関節軟骨、関節内靭帯など様々な組織が損傷することで惹き起こされる。特に靭帯損傷には自己再生能力が低いと言われていた組織でも、正常な関節運動を行うことで、自己治癒力を高め、修復していくことが臨床所見で認められている。この再生能力に関係する因子、分子生物学的、組織学的な観点から解明する。</p> <p>副指導教員 1 は生活者の個別性を考慮した療養環境の調整と評価の方略として、時間と空間の調整技術、環境要因が生体におよぼす影響を研究している。関節障害の安全環境についての助言を与え、研究指導を行う。</p> <p>副指導教員 2 は神経情報処理機構を解剖生理学・病態生化学・臨床薬理学の研究手法を専攻している。関節障害に関連する症状・病態・疾患の分子機序を明らかにする点で助言・指導する。また、疾病予防と薬物等を用いた病態制御法について助言・指導する。</p>	



博士論文特別研究の研究課題と指導教員、副指導教員（例）

研究課題 3	埼玉県民生活習慣病予防プログラムの開発	
指導教員	萱場 一則	健康福祉科学領域
副指導教員 1	丸岡 弘	リハビリテーション学領域
副指導教員 2	大月 恵理子	看護学領域
概要	<p>保健医療福祉のあらゆる課題に対して、行動科学を基盤に疫学的手法を用いて問題解決の方策を探索する研究を実践し、博士論文作成を指導する。埼玉県民の健康長寿に関するデータから、研究仮説の設定のための思考方法、文献検索、科学的推論と理論的説明の構築を行う。</p> <p>副指導教員 1 は内部疾患系の理学療法を専攻している。生活習慣病の病理あるいは生理学的にその病態や発生機序に関する助言・指導を行う。</p> <p>副指導教員 2 は周産期に生ずる家族の変化に適応するため、家族員それぞれの役割を調整し、円滑に役割獲得するための支援方法に関する研究を行っており、生活習慣病予防に対して健康課題とその看護実践に関する研究を背景に助言・指導を行う。</p>	

研究課題 4	精神疾患患者と家族への支援方法に関する効果検証	
指導教員	横山 恵子	看護学領域
副指導教員	梅崎 薫	健康福祉科学領域
副指導教員	田口 孝行	リハビリテーション学領域
概要	<p>精神保健医療福祉領域に関する理論や看護実践を踏まえ、精神疾患患者と家族への支援方法のあり方について問題点を抽出し、効果検証について研究指導を行う。</p> <p>副指導教員 1 は ソーシャルワークの観点から、個人とその家族を支援する際に必要な基礎的知識や視点について、助言・指導する。</p> <p>副指導教員 2 は地域リハビリテーションにおける研究を基礎とし、専門職連携の視点から患者とその家族への支援方法について、助言・指導する。</p>	

博士論文特別研究の研究課題と指導教員、副指導教員（例）

研究課題 5	障害や疾病による生活障害成因の解明と生活行動改善の介入効果の研究	
指導教員	濱口（小川）豊太	リハビリテーション学領域
副指導教員 1	原 元彦	健康福祉科学領域
副指導教員 2	石岡 俊之	リハビリテーション学領域
概要	<p>障害や疾病による生活障害成因を解明するための研究手法を用い、生活行動の改善策をリハビリテーションプログラムに組み込んで行う研究を指導する。</p> <p>副指導教員 1 は 疾患に対する病態の理解について、医学的視点より助言・指導を行う。</p> <p>副指導教員 2 は 障害に起因する高次脳機能障害の分析方法に関する助言・指導を行う。</p>	

研究課題 6	高齢者虐待防止の啓発と社会環境ネットワークの構築開発研究	
指導教員	梅崎 薫	健康福祉科学領域
副指導教員 1	横山 恵子	看護学領域
副指導教員 2	中村 裕美	リハビリテーション学領域
概要	<p>高齢者虐待防止について、ソーシャルワーク実践により、個人と家族、小集団、またこれらを取り巻く社会環境との関係性などを意識した社会ネットワーク作成に関する研究指導を行う。</p> <p>副指導教員 1 は 高齢者虐待を防止する専門家養成に関する教育方法について、助言・指導を行う。</p> <p>副指導教員 2 は、地域在住高齢者に関して、社会資源を活用した地域ネットワーク構築方法に関する助言・指導を行う。</p>	

# 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科 博士後期課程科目配置図

資料14  
本文33ページ

博士前期課程	博士後期課程			
	共通科目(必修選択)*1	専門科目 *2	演習科目	研究科目 *3 *4 *5
看護学専修	IPWシステム開発論 (必修)	看護学領域	次世代育成看護演習	博士論文 特別研究
		次世代育成看護論	環境看護演習	
リハビリテーション学専修	長寿健康福祉論 (選択)	リハ学領域	リハビリテーション症候障害演習	博士論文 特別研究
	加齢神経運動機能論 (選択)	リハビリテーション症候障害論	リハビリテーション行動神経演習	
	健康科学実証研究法特論 (選択)	リハビリテーション行動神経論		
健康福祉科学専修	精神保健支援論 (選択)	健康福祉科学領域	健康長寿演習	
	社会的排除と ソーシャルワーク(選択)	健康長寿論	長寿保健福祉システム演習	
		(選択科目群)		(必修科目)

修了要件	共通科目から必修2単位、 選択4単位、計6単位以上	専門科目(2領域以上)から 4単位以上	演習科目から4単位以上	10単位
教育の仕組み	*1 博士前期課程で学修した 専門領域を基盤にして埼 玉県民の健康長寿支援を 学ぶ。	*2 専門領域の先端研 究から知見を学び専 門性を深める。	*3 指導教員と他領域の 副指導教員により研 究指導を行う。	*4 研究計画発表会、研究 中間発表会は複数の領 域で合同に行う。 *5 学位論文審査は複数 の領域の審査員が行 う。

埼玉県立大学大学院 博士後期課程 時間割(案)

資料15  
本文34ページ  
本文51ページ

		前 期			
		教研棟105	北棟202	その他	
月曜日	1時限	9:00-10:30			
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30	リハビリテーション症候障害論	環境看護論	
	4時限	14:40-16:10		博士論文特別研究	
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30	リハビリテーション症候障害演習	環境看護演習	博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10			
火曜日	1時限	9:00-10:30		長寿保健福祉システム論	
	2時限	10:40-12:10	社会的排除とソーシャルワーク		
	3時限	13:00-14:30		博士論文特別研究	
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30		長寿保健福祉システム演習	博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10			
水曜日	1時限	9:00-10:30	健康長寿論		
	2時限	10:40-12:10		博士論文特別研究	
	3時限	13:00-14:30			
	4時限	14:40-16:10		行動神経機能演習	
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30	健康長寿演習	行動神経機能論	
	7時限	19:40-21:10			博士論文特別研究
木曜日	1時限	9:00-10:30	次世代育成看護論		
	2時限	10:40-12:10		精神保健支援論	
	3時限	13:00-14:30		博士論文特別研究	
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30	次世代育成看護演習		博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10			
金曜日	1時限	9:00-10:30	加齢神経運動機能論		
	2時限	10:40-12:10		健康科学実証研究法特論	
	3時限	13:00-14:30		博士論文特別研究	
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30		博士論文特別研究	
	7時限	19:40-21:10	長寿健康福祉論		
土曜日	1時限	9:00-10:30	IPWシステム開発論	博士論文特別研究	
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30			
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			

			後 期		
			北棟203-204	北棟205	その他
月曜日	1時限	9:00-10:30			
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30	リハビリテーション症候障害演習		博士論文特別研究
	4時限	14:40-16:10		環境看護演習	
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30		環境看護論	
	7時限	19:40-21:10	リハビリテーション症候障害論		博士論文特別研究
火曜日	1時限	9:00-10:30			
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30			博士論文特別研究
	4時限	14:40-16:10		長寿保健福祉システム演習	
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30	社会的排除とソーシャルワーク		博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10		長寿保健福祉システム論	
水曜日	1時限	9:00-10:30			博士論文特別研究
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30		行動神経機能論	
	4時限	14:40-16:10	健康長寿演習		
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30	健康長寿論	行動神経機能演習	
	7時限	19:40-21:10			博士論文特別研究
木曜日	1時限	9:00-10:30	次世代育成看護演習		
	2時限	10:40-12:10			
	3時限	13:00-14:30			博士論文特別研究
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30		精神保健支援論	博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10	次世代育成看護論		
金曜日	1時限	9:00-10:30	長寿健康福祉論		
	2時限	10:40-12:10			博士論文特別研究
	3時限	13:00-14:30			
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			
	6時限	18:00-19:30			博士論文特別研究
	7時限	19:40-21:10	加齢神経運動機能論		
土曜日	1時限	9:00-10:30			博士論文特別研究
	2時限	10:40-12:10	IPWシステム開発論		
	3時限	13:00-14:30		健康科学実証研究法特論	
	4時限	14:40-16:10			
	5時限	16:20-17:50			

公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（抜粋）

第 6 節 退 職

（退職）

第 21 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職する。

- 一 退職を申し出て、法人から承認されたとき 法人が退職日と承認した日
- 二 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の 3 月 31 日
- 三 第 18 条に規定する休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了の日
- 四 死亡したとき 死亡した日
- 五 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき 雇用期間満了の日

（自己都合による退職手続）

第 22 条 職員は、退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに文書をもって法人に願い出て承認を得なければならない。

- 2 退職しようとする職員は、退職する日までは従来業務に従事するとともに、指定された期日までに後任者に対する業務の引き継ぎを完了し、その旨を上司等に報告しなければならない。

（定年）

第 23 条 教員の定年は、満 65 歳とする。

- 2 教員以外の職員（学長を除く。）の定年は、満 60 歳とする。ただし、本人が希望し、解雇事由に該当しない者については、65 歳まで継続雇用する。